

**高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議（報告）[概要]**

高等学校等就学支援金に係る専修学校及び各種学校

1. 専修学校高等課程
2. 各種学校である外国人学校

イ 民族系学校(ドイツ、韓国等)…大使館を通じ日本の高校相当の課程であることを確認
 ロ インターナショナル・スクール…国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けたことを確認
 (上記のイ、ロについては4月30日に合計31校を指定済み)
 ハ イ・ロの対象とならないもの…高等学校の課程に類する課程を置くものを文部科学大臣が指定
 →「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき基準、審査体制等につき検討会議で検討。

I 基準

就学支援金は学校ではなく、生徒個人に支給するものとの基本認識の下、高等学校の課程に類する課程たり得るもの制度的・客観的に把握するため、既に指定されている専修学校高等課程に求められる水準を基本としつつ、高等学校に求められる教育活動の水準を求める。

1. 教育課程等

- 高等専修学校に求められているレベルに加えて、3年間の修業年限と、体育・芸術等の科目を含む高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目の開設が必要。
- 個々の具体的な教育内容については基準としない。
 - ・既に指定されている他の外国人学校について、教育内容を基準としていないこと
 - ・既に指定されている専修学校高等課程について、具体的な教育活動の内容に関する基準が定められていないこと

2. 教員の資格

- 高度な普通教育に類する教育を実施する資質として、教員としての職務を実施するに必要な専門的教育を受けていることが必要。

3. 施設・設備

- 専修学校高等課程と同様に必要な校地、校舎、設備を備えていることが必要。

4. 運営及び情報提供

- 法令に基づく学校の自己評価、情報提供及び公表が適正に行われていることが必要。
- 就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われていることが必要。

II 留意事項

- ①財務状況や教育課程をはじめとする学校情報を積極的に提供すること
- ②教員の質の確保に引き続き取り組むこと
- ③就学支援金を授業料に確実に充当するとともに、経理を透明化すること
- ④我が国社会や国際社会の担い手として活躍できる人材の育成に努めること

III 審査体制・手続

- 審査対象校や都道府県に必要な資料の提供を求める。
- 指定に先立って、教育制度の専門家をはじめとする第三者の専門的な意見を聴取する。

IV フォローアップ

- 基準が維持されているか3年ごとにフォローアップ(財務諸表は毎年文部科学省に提出)。
- 基準を満たさない場合は、指定の取消等の必要な措置をとる。

(参考) 学校教育法第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。